

1 所得税・贈与税・消費税の申告相談と受け付け

会場	期間	受付時間
マロニエプラザ (元今泉6丁目)	2月15日(月)~3月15日(火) ※土・日曜日を除く	午前9時 ~午後4時
	日曜日の申告相談・受け付け 2月21日(日)・28日(日)	

※会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。
 ※現金納付の窓口業務は行いません。
 ※期間中は税務署での相談は行いません。

税の申告

税の申告相談と受け付けを行います。
 申告書や収支内訳書などの提出書類は、ご本人が作成し、提出してください(自書申告)。
 また、納税は「口座振替」、還付は「口座振込」をお勧めします。

所得税の申告

■**所得税・贈与税・消費税の申告相談と受け付けの会場** 上の表1の通り。
 ■**確定申告が必要な人**
 ▼事業所得や不動産所得など、所得金額の合計が、所得控除の合計額を超えるため、申告所得税が発生する。
 ▼平成27年中に土地・建物・株式などの資産を売った。
 ▼給与所得があり、次のいずれかに該当する。①給与の収入金額が2000万円を超える②給与・退職以外の所得金額の合計額が20万

円を超える③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた。
 ▼公的年金などの収入があり、年金以外の所得が20万円を超える人で、所得の合計が所得控除の合計を超えるため、申告所得税が発生する。

■**所得税の還付申告ができる人**
 ▼年の途中で退職した後、就職せず年末調整を受けていないため、所得税を納め過ぎていた。
 ▼給与所得者で、医療費控除や社会保険料控除を追加することで、源泉所得税の還付を受けられる。
 ▼公的年金などの雑所得で、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除を追加することで、源泉所得税の還付を受けられる。
 なお、還付申告は2月12日以前でも宇都宮税務署で申告することができます。

2月15日以降は、マロニエプラザか郵送などで申告してください。
 ■**復興特別所得税** 平成25~49年分の各年分については、東日本大震災からの復興のための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則、各年分の所得税額の2.1パーセント)を所得税と併せて、申告・納付をすることになっていきます。
 確定申告書の「復興特別所得税額」欄の記載漏れにご注意ください。
 ① 宇都宮税務署 ☎(621)2151 (自動音声案内)

相談と申告書の受付期間

市民税・県民税、所得税
3月15日(火)まで
 贈与税
3月15日(火)まで
 個人の消費税・地方消費税
3月31日(木)まで

確定申告書は国税庁HPで作成し郵送で提出できます

■**確定申告書等作成コーナー** 確定申告期間中は、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁HP <http://www.nta.go.jp>の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送などで提出することができます。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

■**電子申告 (e-Tax)** 所得税や消費税および贈与税の申告や納税などの手続きを、インターネットで行うことができます。「e-Tax」の利用の際は、電子証明書の取得などの事前準備が必要です。詳しくは、e-TaxHP <http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

☎宇都宮税務署(621)2151(自動音声案内)

◎**日常にすぐ生かせる産後セルフケア体験** ▼日時 2月18日(木)午前10時~11時30分▼会場 青少年活動センター(今泉町)▼内容 バランスボールを使った産後の骨盤に優しい有酸素運動、コミュニケーションワーク、セルフケアの実習など▼対象 市内在住の平成27年10月17日~12月17日生まれの子どもの母親▼定員 先着12組▼費用 1,000円(用具代)▼申込 2月4日午後2時から、電話で、青少年活動センター ☎(663)3155へ。

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。
 ① 地区市民センター、② 出張所、③ 生涯学習センター、④ 生涯学習センター、⑤ 地域コミュニケーションセンター、⑥ 市民活動センター、⑦ ホームページ、⑧ Eメールアドレス、⑨ 地域自治センター、⑩ 地域コミュニケーションセンター、⑪ 市民活動センター

市民税・県民税の申告

■市民税・県民税の申告相談と受け付けの日時・会場

市民税課(市役所2階)、各申告受付会場(左の表2の通り)。

なお、現在、上河内圏は改修工事のため、会場は上河内保健センターです。

また、今回から、田原コミュニティプラザでの受け付けはなくなり、河内総合福祉センターと統合します。

■市民税・県民税の申告用紙 昨年中に申告をした人などへ、2月上旬に発送を予定しています。届かない

人では申告が必要な人は、市民税課または各(区)・(町)・(市)からも取り出し可で入手してください。所得税の確定申告を税務署に提出する人は、改めて市民税・県民税の申告を市に提出する必要はありません。

2 市民税・県民税の申告相談と受け付け

会場	期間	受付時間
市民税課(市役所2階)	2月15日(月)~3月15日(火) ※土・日曜日を除く	午前9時~午後6時
	日曜の申告相談・受け付け 2月21日(日)・28日(日)	午前9時~午後4時
上河内保健センター(上田町)	2月8日(月)~10日(水) ※上河内圏は改修工事中	午前9時~午後3時
河内総合福祉センター(白沢町)	2月23日(火)~26日(金) ※田原コミュニティプラザでの受け付けを統合	
平石区(下平出町)	2月23日(火)・24日(水)	
清原区(清原工業団地)	2月15日(月)~17日(水)	
横川区(屋板町)	2月18日(木)・19日(金)	
瑞穂野区(下桑島町)	2月25日(木)・26日(金)	
城山区(大谷町)	2月18日(木)・19日(金)	
国本区(宝木本町)	2月25日(木)・26日(金)	
富屋区(徳次郎町)	2月12日(金)	
豊郷区(岩曾町)	2月17日(水)~19日(金)	
篠井区(下小池町)	2月12日(金)	
姿川区(西川田町)	2月15日(月)~17日(水)	
雀宮区(新富町)	2月8日(月)~10日(水)	

合計額が20万円以下③所得の納税や還付はないが、市民税・県民税で医療費控除などの控除を追加する。

▽収入が公的年金などのみ、または公的年金などと年金以外の所得が20万円以下で、源泉徴収票に記載されている控除以外に、市民税・県民税で扶養控除や社会保険料控除などを追加する。

■申告が必要な人

▽平成28年1月1日現在、市内に在住し、平成27年中に営業・農業などの所得があった。

▽給与収入があり、次のいずれかに該当する。①勤務先から市に、給与支払報告書が提出されていない②給与・退職所得以外の所得の

必要がなくなりました。ただし、市民税・県民税で控除の追加をする場合は、市民税・県民税の申告が必要

です。また、所得税の源泉徴収の対象とならない外国の法令に基づく公的年金を受給している場合は、平成27年分から確定申告が必要となり

■所得がなかった人も、市民税・県民税の申告を

市民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定基礎となっています。申告がないと、

これらの負担割合の正しい算出ができま

■混雑緩和にご協力を 申告期間中は、市役所、各申告受け付け会場ともに、大変混雑します。申告書は郵送での提出をお願い

■不審な電話や振り込め詐欺にご注意を 税務職員がマイナンバー制度アンケートなどと称して電話することや、振り込みを依頼することはありません。不審に思った場合には、即

■市民税・県民税の申告を

市民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定基礎とな

必要がなくなりました。ただし、市民税・県民税で控除の追加をする場合は、市民税・県民税の申告が必要

市民税・県民税、所得税の申告に必要なもの

※領収書や証明書などは平成27年中のもので

▼チェック欄

- 申告書
- 印鑑(ゴム印不可)、筆記用具、電卓
- 給与所得および年金所得のある人は、源泉徴収票(原本)
- 事業所得(営業、農業など)および不動産所得のある人は、収支内訳書(収入および必要経費を計算できる書類)※青色申告の人は決算書
- 国民健康保険税(料)・介護保険料・国民年金保険料・その他の社会保険料の支払金額が分かる書類
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 雑損控除・寄付金控除などの控除を受けようとする人はそれを証明できる書類
- 医療費控除を受ける人は、領収書および明細書※明細書はご自身で作成してください
- 還付金を振り込む金融機関の預貯金口座番号が分かるもの

◎この特集についての問い合わせは、市民税課 ☎(632)2233・2221・2214・2217へ。

◎河川いろはかるた読み札優秀賞(応募数1,615) 「伝えたい未来へ誇るこの川を」中山阿砂(一条中2年)、「熱心に川の掃除をありがとう」生田琳子(一条中1年)、「夏の夜川面に咲いた大花火」藤田彩音(田原中3年)、「ラムネ色光る川に澄む心」水島知周(中央小6年)、「むかしから黄ぶなは川の守り神」岡崎莉奈(富士見小3年)。

◎河川愛護会事務局(河川課内) ☎(632)2689